



納めて安心 あなたの将来!



国民年金特集号

国民年金は20歳から60歳までの間、すべての人が被保険者にならなければなりません。被保険者は職業などにより次の3種類に分かれます。あなたも必ずどれかに該当します。



第1号被保険者

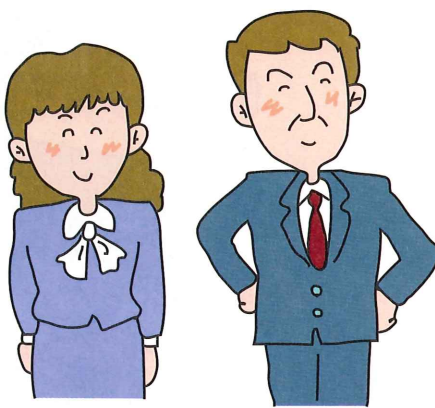
自営業・自由業・農林漁業者・フリーター・無職などの人とその配偶者・学生など。



第2号、第3号被保険者以外の人は必ず第1号被保険者になります。市役所で国民年金の手続きをして保険料を納めます。

第2号被保険者

職場の年金制度(厚生年金保険または共済組合)の加入者。



厚生年金保険などの制度を通して国民年金の被保険者になります。手続きや保険料の納付は会社などで行いますので、自分で行う必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。



保険料負担はありませんが、市役所で国民年金の第3号被保険者の届け出をして確認を受けなければ第3号被保険者として取り扱われません。

幸せを明日につなげる国民年金

人生の節目には国民年金の手続きも!!

●届け出もれは一生の損!●

20歳になったとき、または就職や退職、結婚などの人生の節目でちゃんと年金の手続き・種別変更の手続きをしておかないと、年金の受給資格がなくなり年金が受けられないこともあります。特に、第3号被保険者については、届け出をすれば保険料納付済み期間となりますが、届け出が遅れますと、2年以上前の期間については、第3号被保険者としての保険料納付期間となりませんので注意してください。

平日に来られない方でももう大丈夫!!

毎月第1日曜日(9:00~16:00)、毎月第4月曜日(20:00まで)に市役所1階⑧番窓口にて年金相談実施中! ぜひ、ご利用ください。

保険料

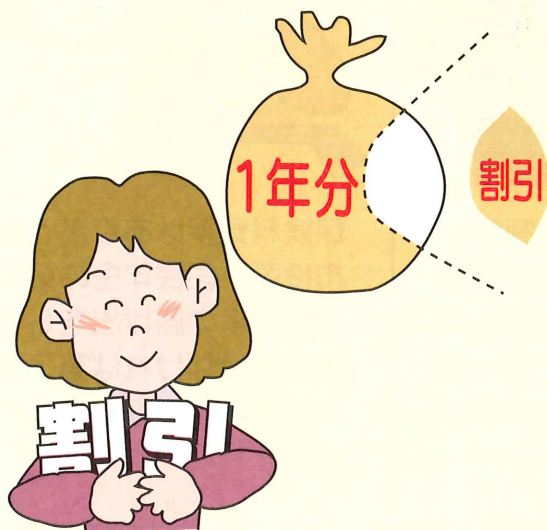
保険料は性別・年齢・所得に関係なく加入者全員一律です。

月額 **13,300円** (平成12年度)
付加保険料 月額400円(第1号被保険者で希望者のみ)



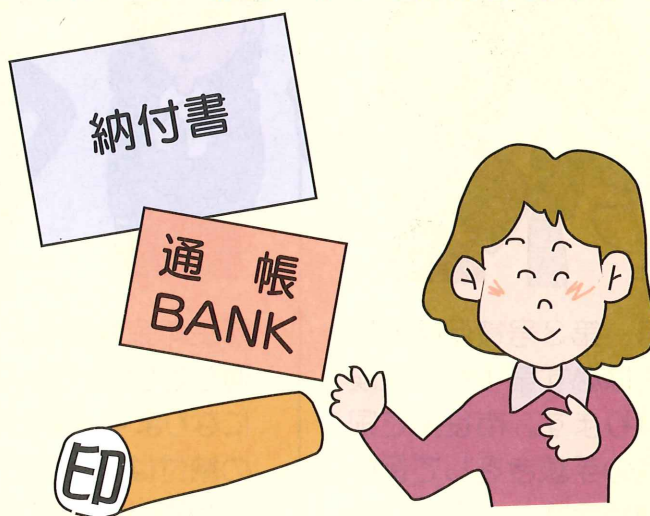
保険料の割引

当該年度の4月中に完納すると割引されます。



※半年前納割引もあります。

保険料は口座振替にすると便利でカンタン!



口座振替の申し込み方

保険料の納付書、預金通帳、通帳の届出印を持って指定の金融機関または市役所へお申し込みください。

ご存じですか？ 学生納付特例制度

学生も20歳になったら国民年金に加入します。また学生の保険料納付について、平成12年4月から**学生納付特例制度**がスタートしました。学生納付特例制度は、市役所で届け出をして承認を受ければ、在学期間中の保険料の支払いが10年間猶予できる制度です。

(届け出は毎年度5月末までに必要です。)

手続きさえすれば、不慮の事態がおきても障害基礎年金などが保障され安心です。

よかった！
よかった！
安心して
学生生活が
送れます。



失業

保険料の免除制度

長い人生の間には、病気や失業をして経済的な理由でどうしても保険料が納められないことが考えられます。このような場合、申請し条件に該当すれば保険料が免除されることもあります。

免除を受けた期間の取扱い

- ①年金受給資格期間に含まれます。
- ②その期間の年金額は、保険料を納めた期間の3分の1になります。(学生納付特例制度は除く)

保険料の追納制度

学生納付特例や免除を受けた人は、その後に就職などをして経済的な余裕ができた場合には、向こう10年間で納付ができます(追納)。追納すると将来の年金額は通常に戻ります。

相談・手続きは

学生納付特例申請……年金手帳、認め印

一般の免除申請……年金手帳、学生証(写しでも可)または在学証明書、認め印

以上のものを持参して市役所で届け出をしてください。

※申請が遅れると、免除の承認期間が短くなりますので、手続きは早めに行ってください。

国民年金は、こんなときあなたや家族を支え安心をプラスします。

老齢基礎年金

65歳になったとき



年金額

804,200円(40年加入)

(計算式) $74,200円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$

(注)年金額は平成12年度価格(年額)です。

障害基礎年金

加入中のケガや病気で
障害者になったとき



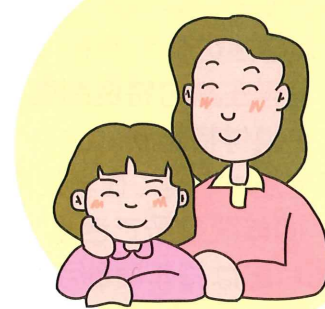
年金額

1級障害… 1,005,300円

2級障害……804,200円

遺族基礎年金

妻・子を残して亡くなったとき



年金額

1,035,600円

(子が1人いる妻が受ける場合)

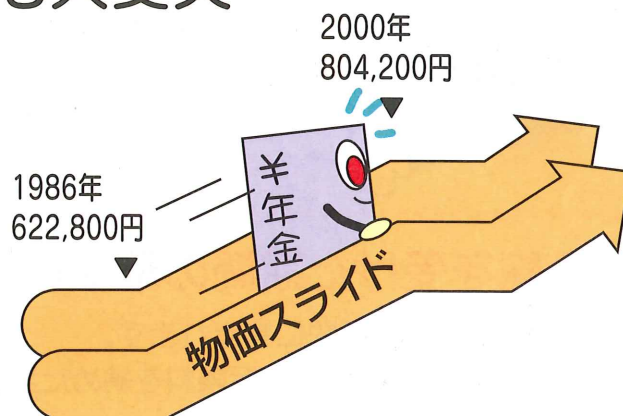
国民年金は完全物価スライド制

だから、物価が上昇しても大丈夫

貯金をしていても、個人年金に入っている、もうひとつ不安なのが物価上昇による実質価値の目減り。国民年金は物価が上昇した分だけ年金額も上がる完全自動物価スライド制により、年金額の実質価値が守られています。

そのためインフレなどの物価の変動にも強く、平成12年度の年金額は、昭和61年度に対して30%のアップとなっています。

(年金額は制度施行以来一度もダウンしたことはありません。)



国庫負担で

あなたの年金をバックアップ

意外と知られていないのが年金額の3分の1をサポートする国からのバックアップ。年金額の3分の1は納めた保険料ではなく国庫負担(税金)によって賄われているのです。

年金は国庫負担があるから大安心!

加入者の
保険料
積立金



↑
1
3
↓

国民年金に関するお問い合わせ・ご相談は

佐賀市役所保険年金課 国民年金室 (1階⑧番窓口)

☎24・3151(内線336・337・467)